

空き家対策と家族の信託制度 に関する説明会・相談会

日時 令和8年3月20日(金)14:00~17:30

会場 長崎市男女共同参画センターアマランス
(長崎市魚の町5-1 長崎市民会館1階)

説明会

14:00~14:45

長崎市の空き家対策について

(説明)長崎市建築指導課

長崎市の「空き家の状況」「空き家対策」などについてご説明します。

14:50~15:40

家族の信託制度について

(説明) (一社)家族の信託ながさき連絡協議会

家族の信託とは、元気なうちに自分の財産(預貯金、不動産等)を、信頼できる人(主に家族)に管理や処分を託すことができる制度です。認知症になる前に、空き家になる前に、自分の家の管理や処分について考えていただくきっかけとなる内容をご説明します。



定員 100名(予約不要。当日、定員になり次第受付終了。)

相談会

16:00~17:30

長崎市の空き家に関する助成制度等、家族の信託制度や相続等に関する相談をお受けします。

定員 10組(1組30分以内。事前予約制。)

※予約受付期間 令和8年3月9日(月)~3月18日(水)の平日8:45~17:30

【予約・お問い合わせ】長崎市建築指導課(☎095-829-1174)